

三重県感染対策支援ネットワーク設置運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、三重県内の医療機関等が行う感染対策及び薬剤耐性対策（以下、「感染対策等」という。）の取り組みを支援するとともに、アウトブレイク発生時などの緊急時に医療機関等に対する的確な支援を行うため、三重県感染対策支援ネットワーク（Mie Infection Control Network : MieICNet）（以下、「感染対策支援ネットワーク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 感染対策支援ネットワークは、次に掲げる構成員により構成する。

- (1) 感染対策に関し専門的な知識を有する専任の医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を配置している病院
- (2) その他病院及び診療所等

2 前項第1号の病院としては、診療報酬上の感染対策向上加算1を取得している病院などが該当する。

(活 動)

第3条 感染対策支援ネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) アウトブレイク時における適切な対応及び再発防止への支援
- (2) 感染対策等に関する相談支援
- (3) 県内の医療機関における微生物検出状況の把握及び微生物検査の支援
- (4) 県内の医療機関における抗菌薬使用状況の把握
- (5) 感染症、及び感染対策等に関する情報発信、並びに県内医療機関等を対象とした感染対策等研修会の開催
- (6) その他、医療機関等における感染対策等の向上に資する取り組み

(三重県感染対策支援ネットワーク運営会議)

第4条 前条に掲げる活動の取り組みについての企画・検証を行うため、三重県感染対策支援ネットワーク運営会議（以下、「運営会議」という。）を設置する。

2 運営会議は、次に掲げる委員をもって構成し、三重県医療保健部長（以下、「医療保健部長」という。）が委嘱する。

- (1) 県医師会が指名する者
- (2) 県歯科医師会が指名するもの

- (3) 県病院協会が指名する者
 - (4) 県看護協会が指名する者
 - (5) 県薬剤師会及び県病院薬剤師会が指名する者
 - (6) 県臨床検査技師会が指名する者
 - (7) その他感染対策等に専門的な知識を有する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師
 - (8) 県獣医師会が指名する者
 - (9) 県老人保健施設協会が指名する者
 - (10) 県老人福祉施設協会が指名する者
 - (11) 県保健環境研究所長が指名する者
 - (12) 県保健所長会が指名する者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の在任期間とする。委員の再任は妨げない。
- 4 運営会議に、会長及び副会長を置く。会長は委員の互選によって選任し、副会長は会長が指名する。会長は運営会議を総括し、会議の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 運営会議は会長が必要に応じて招集し、開催するものとする。運営会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き決議を行うことができない。会長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明を求め又は意見を述べさせることができる。

(感染対策等専門家集団)

第5条 県内の医療機関等の感染対策等を支援するため、医療機関等への改善支援を行う感染対策等専門家集団（以下、「改善支援班」という。）の名簿を感染対策支援ネットワークは作成、管理する。

- 2 改善支援班員は、県内医療機関の次の感染対策等専門家の中からとする。
- (1) 第2条第1項第1号の医療機関において、感染対策等業務に専任又は専従で勤務する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師
 - (2) 感染症専門医
 - (3) 感染管理認定看護師
 - (4) 感染制御専門薬剤師又は感染制御認定薬剤師
 - (5) 感染制御認定臨床微生物検査技師
 - (6) その他、上記(2)から(5)までの感染対策等専門家に準じる技術、能力を有する者

(アウトブレイク時における支援)

第6条 県内の医療機関等は、アウトブレイクの発生あるいはその恐れがある事案において、必要に応じ、感染対策支援ネットワークにアウトブレイクの要因分析及び対応に係る支援（以下、「改善支援」という。）を依頼することができる。

2 感染対策支援ネットワークに改善支援の依頼があった場合、感染対策支援ネットワークは、改善支援チーム派遣の必要性を検討する。必要があると判断した場合、改善支援チームを構成する担当者（以下、「改善支援担当者」という。）を第5条第1項の名簿に記載のある改善支援班員から人選し、改善支援班員所属医療機関に派遣依頼を行う。

3 感染対策支援ネットワークは、必要な場合には、第5条第2項の改善支援班員以外の専門家に依頼することができる。

4 改善支援担当者は、当該医療機関等の協力を得て、アウトブレイクの実態把握と要因分析を行う。また、当該医療機関等の行った感染対策の評価を行うとともに、適切と思われる感染対策の実施に関する改善指導を行う。

5 改善支援担当者は、速やかに報告書（参考様式）を作成し、事務局に報告する。

6 感染対策支援ネットワークは、別に定める派遣に係る費用を負担する。

(感染対策等に関する相談支援)

第7条 県内の医療機関等は、感染対策、薬剤耐性対策、抗菌薬適正使用及び感染症に係る教育に関して、感染対策支援ネットワークに相談することができる。

2 感染対策等相談窓口は、診療報酬上の感染対策向上加算1を取得している県内医療機関の中からとする。

3 相談を希望する医療機関等は、アウトブレイクなどの緊急の場合を含め、感染対策等相談窓口に相談することができる。

4 感染対策等相談窓口は、感染対策等相談の件数・内容に関して、年に一度、運営会議へ報告する。

5 感染対策支援ネットワークは、相談支援に要する費用を負担する。

(微生物サーベイランス事業)

第8条 感染対策支援ネットワークは、県内の医療機関における微生物検出状況及び薬剤耐性状況の把握（以下、「微生物サーベイランス事業」という。）を行う。

2 微生物サーベイランス事業によって得られたデータ及び解析評価情報については、医療機関における感染対策等を支援する目的以外には使用しない。個

別の医療機関の同定を可能とするデータ及び解析結果は、参加医療機関の了承を得ることなくこれを公開しない。

- 3 感染対策支援ネットワークは、解析結果を検討し、県全体のデータについてホームページ等で公表する。

(微生物検査の支援)

第9条 感染対策支援ネットワークは、県内の医療機関において実施可能な特殊検査を把握する。

- 2 感染対策支援ネットワークは、県内の医療機関から各医療機関で実施できない特殊検査についての相談があった場合、前項で把握した専門機関を紹介する。
- 3 医療機関で特殊検査を実施する場合、検査依頼医療機関は、実施医療機関で定めた依頼方法に基づき依頼を行うとともに、検査に必要な費用を支払う。

(抗菌薬サーベイランス事業)

第10条 感染対策支援ネットワークは、県内の医療機関の抗菌薬使用状況の把握（以下、「抗菌薬サーベイランス事業」という。）を行う。

- 2 抗菌薬サーベイランス事業によって得られたデータ及び解析評価情報については、医療機関における感染対策等を支援する目的以外には使用しない。個別の医療機関の同定を可能とするデータ及び解析結果は、参加医療機関の了承を得ることなくこれを公開しない。
- 3 感染対策支援ネットワークは、解析結果を検討し、県全体のデータについてホームページ等で公表する。

(情報発信及び感染対策等研修会の開催)

第11条 感染対策支援ネットワークは、感染症及び感染対策等に関してホームページ等を活用し情報発信を行う。なお、情報発信にあたっては、三重県感染症情報センターとも協力して実施する。

- 2 感染対策等に係る最新情報の取得、技術等の向上を図るための研修会を開催する。

(実施主体及び事務局)

第12条 感染対策支援ネットワークの実施は、医療政策課及び感染症対策課が行う。ただし、事務局設置のほか、必要な業務の一部を委託することができる。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、感染対策支援ネットワークの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成27年10月1日から施行する。

この要綱は平成29年5月1日から施行する。

この要綱は平成29年12月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年3月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年7月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年7月1日から施行する。

この要綱は令和3年10月26日から施行する。

この要綱は令和4年5月30日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。